

## 火の山公園ロープウェイゴンドラ譲渡 質問回答

|      |  |
|------|--|
| 質問 1 | <p>応募条件（5）記載の「市民に親しまれるような活用をすること」については、譲受後、永久にということですか。譲受後、長期間経過すれば、ゴンドラが老朽化し市民に見せるのがはばかられるような状態になることも想定されますが、そのような場合は「市民に親しまれるような活用」は自粛しても構いませんか。</p>   |
| 回答   | <p>応募条件（5）に定める「市民に親しまれるような活用をすること」は、恒久的な活用を義務付けるものではありませんが、当初からこの趣旨に反する活用や、一時的な条件しか満たさない活用は認められません。</p> <p>申込の段階で使用目的が不明確であったり、この趣旨に沿わないと判断される場合には、申込人に確認を行った上で譲渡の対象外とする場合があります。</p> <p>なお、応募条件（7）に定めるとおり、譲渡後も適切な安全管理及び維持管理を行っていただくことが基本条件です。ただし、老朽化の進行等、やむを得ない事情により活用が困難となった場合はこの限りではありません。</p> |

|      |  |
|------|--|
| 質問 2 | <p>ゴンドラが老朽化し市民に見せるのがはばかられるような状態になれば、ゴンドラの廃棄や売却をしても構いませんか。（※「廃棄」は、不法投棄ではなく、法令にのっとった正当な手順での廃棄です。）</p>  |
| 回答   | <p>適切な安全管理及び維持管理を行ったうえで、ゴンドラが老朽化し「市民に親しまれるような活用」が困難な状態となった場合等には、法令に則った適正な方法による廃棄は差し支えありません。</p> <p>売却については、応募条件（9）に定めるとおり、転売又は第三者への譲渡を目的とすることは認められません。ただし、老朽化の進行等のやむを得ない事情による場合はこの限りではありません。</p> |

|      |                           |
|------|---------------------------|
| 質問 3 | <p>ゴンドラ本体の材質を教えてください。</p> |
| 回答   | <p>ゴンドラ本体は鋼板溶接構造です。</p>   |

### 【お問い合わせ先】

下関市企画政策部共創イノベーション課  
〒750-8521 下関市南部町1番1号 西棟6階  
電話：083-231-5838（平日9時～17時）  
メール：ssareavi@city.shimonoseki.yamaguchi.jp